

Sapporo Transnational Expansion and Partnership (STEP) パートナース会則

(名称)

第1条 当会は、「STEP パートナース」と称し、北海道内に拠点を有する企業・団体等（以下「地元企業」という。）による「STEP パートナー」から構成するものであり、一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営する。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、札幌海外企業受入ワンストップ窓口「Sapporo Transnational Expansion and Partnership（以下「STEP」という。）」を運営する一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）に置く。

(目的)

第3条 財団は、札幌市が2024年6月に北海道とともに「GX 金融・資産運用特区」の対象地域に決定されたことを受け、海外企業が札幌により進出しやすくなるよう、STEP を開設した。「STEP パートナース」は、STEP を通じて誘致する海外企業と地元企業との協業を促進することにより、地元企業の発展や新たな雇用創出等、地域経済の活性化を実現するため、海外企業との協業に意欲のある地元企業の増加・機運の醸成を図ることを目的とする。

(会員及び入会手続き)

第4条 会員は当会の目的に賛同する企業・団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業種又は企業・団体は当会への登録をすることができない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (3) 各種法令等に違反している企業・団体
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体
- (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体
- (7) その他前各号に準ずる又は登録をすべきでない事由があると財団が認める業種又は企業・団体

3 STEP パートナースの会員に登録しようとする者は、前2項に規定する要件を確認のうえ、インターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）するものとする。なお、電子申請による提出が困難である場合には、所定の登録申請書（別記様式1）を事務局に提出することも可能とする。

(取組内容)

第5条 事務局は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 次に掲げる活動に係る参加案内及び情報提供
 - ア 道内進出を検討している海外企業の情報の共有

イ 海外企業との商談会への参加

ウ 市内外で札幌市及び関係機関が実施する海外企業誘致活動への参加及び協力

エ 海外展示会出展に関する情報の提供

(2) STEP ロゴデータおよびステッカーの配布

(3) 会員との商談会の主催および運営

(4) その他当会の目的達成に必要な活動

(入会金及び会費)

第6条 当会の入会金及び会費は、無料とする。

(登録事項の変更)

第7条 会員は、登録情報に変更が生じた場合、事務局へ会員情報変更申請書（別記様式2）を提出するものとする。

(退会手続き)

第8条 退会を希望する会員は、事務局へ退会申請書（別記様式3）を提出することにより、任意に退会することを可能とする。

(認定の取消し)

第9条 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合は、退会させることができる。

(1) 公序良俗に反する行為を行った場合

(2) 会員として相応しくない行為を行った場合

(3) 虚偽その他不正な手段によって会員となった場合

(4) 当会に入会后、第4条第2項各号に掲げる業種又は企業・団体のいずれかに該当することとなった場合

(個人情報)

第10条 事務局が会員の同意を得て取得した個人情報は、第5条の事務局事業の実施に必要な範囲のみに対して利用する。

(会則の変更)

第11条 事務局は、この会則について、会員の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに全ての会員に適用されるものとする。

2 この会則を変更する場合、事務局は会員に対し、文書又はホームページ等で通知するものとする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は財団が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年6月3日から施行する。